

## 立川市第4次特別支援教育実施計画の策定方針について

### 1 策定目的

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン」を踏まえ策定する本市の「立川市第4次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、本市における特別支援教育の実施のための基本指針並びにそれを実現するための基本施策及び取組事項を示す計画として策定する。

### 2 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間

### 3 検討体制

立川市第4次特別支援教育実施計画を策定するため、以下の組織を設置する。

○立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会 委員構成（案）

区分	人数
学識経験者（医学、教育学）	2名
特別支援学校長	1名
小学校長	1名
中学校長	1名
小学校PTA代表	1名
中学校PTA代表	1名
障害者団体（知的）代表	1名
障害者団体（肢体）代表	1名
公募市民	2名
計	11名

上記のほか、事務局を設置する。（\*＝オブザーバー）

（構成）教育部長、教育支援課長、統括指導主事（特別支援教育担当）、  
指導主事（特別支援教育担当）、教育支援課 管理係長・就学相談係長  
・教育相談係長、子ども家庭支援センター長（\*）  
保育振興担当課長（\*）、指導課長（\*）

### 4 策定スケジュール（予定）（裏面参照）

- ・ 令和6年 1月 教育委員会において策定方針の協議
- ・ 令和6年 7月～ 立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会（外部）にて検討（4回程度開催）
- ・ 令和6年 7月 特別支援学級保護者懇談会にて意見聴取
- ・ 令和6年12月 12月議会文教委員会に骨子案報告
- ・ 令和7年 3月 3月議会文教委員会に素案報告
- ・ 令和7年 4月～ パブリックコメント
- ・ 令和7年 6月 6月議会文教委員会に原案報告  
教育委員会において計画の決定（議案の議決）

※教育委員会定例会にて、随時、協議・報告を行う。また、立川市特別支援教育連絡会においても意見聴取を行う。

(裏面)

第4次特別支援教育実施計画策定 策定スケジュール (予定)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度						
	10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		
議会	議会報告 (文教委員会)						状況に応じて報告		● 骨子案		● 素案		● 原案		
市民参加等	市民意見公募 (パブリックコメント)											→			
教育委員会	定例会		● 策定方針	状況に応じて協議・報告				● 骨子案	■		● 素案	■		● 原案	● (計画決定 議決)
外部	立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会						●	●	●	●					